

注意事項！

以下の①～④に該当する場合は「自動償還払い」の取り扱い対象外となりますので、今までどおり役場福祉事務所窓口で領収書を持参のうえ、助成申請をお願いします。

- ① 令和6年6月30日までに受診した場合
- ② 受診の際に医療機関窓口で受給者証を提示しなかった場合
- ③ 県外の医療機関で受診した場合
- ④ 県内の「自動償還払い」を導入していない医療機関(訪問看護・鍼灸・整骨院・柔道整復等含む)で受診した場合

○受診の際には、医療機関窓口で「自動償還払い」を導入しているか、必ず確認ください。

○所得制限で、上限額を超過した方は支給が停止となります。

所得制限限度額の一例

扶養親族等の人数	本人所得	配偶者及び扶養義務者所得
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円

○ピンク色の受給者証の有効期間は令和6年7月1日～9月30日までです(令和5年度分の所得で発行)。令和6年10月1日から令和7年9月30日が有効期間の受給者証は、令和6年度分の所得を確認後、発行します(以降、10月～翌年9月で更新)。

【問い合わせ先】

長島町役場 福祉事務所 障害福祉係

電話:0996-86-1146